

労働災害総合保険仕様書

(使用者賠償)

独立行政法人国立高等専門学校機構

1. 総則

本仕様書は、独立行政法人 国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）の被用者が業務上および通勤途上中の理由により被った身体の障害について、機構が使用者として法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して付保する労働災害総合保険の内容を定める。

2. 保険契約者及び被保険者

(1) 保険契約者： 独立行政法人国立高等専門学校機構

(2) 被保険者： 独立行政法人国立高等専門学校機構

3. 保険期間

令和5年4月1日午前0時から令和6年3月31日午後12時まで1年間

4. 保険料支払方法

一時払（保険料払込猶予特約条項付帯）

5. 保険の種類

労働災害総合保険普通保険約款

6. 付帯する特約

- ① 通勤災害担保特約条項（使用者賠償責任保険用）
- ② 職業性疾病担保特約
- ③ 天災危険担保特約（保険期間中10億円限度）
- ④ アスベスト・じん肺不担保特約
- ⑤ 保険料確定特約
- ⑥ 保険料払い込み猶予特約（独立行政法人用）
- ⑦ 共同保険に関する特約

なお、上記特約条項以外で補償範囲を縮小変更する特約は一切付帯しないものとする。

7. 保険の内容

(1) 保険の対象

I. 賠償金

次に掲げる金額の合計額を超える場合に限りその超過額を賠償金とする。ただし、労災保険法等によって給付が決定された場合に限る。

- ① 労災保険法等により給付されるべき金額（この金額には「特別支給金」は含まない。）
- ② 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償補償事業により支払われるべき金額
- ③ 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員法定外補償規則に基づき、機構が被用者またはその遺族に支払うべき金額（金額の詳細は、「労災総合保険（法定外）」仕様書を参照のこと。）

II. 費用

機構が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する費用で損害保険会社の書面による同意を得た費用（賠償金の外枠）

(2) 保険の対象とする被用者の範囲

アルバイト・パートタイマー・嘱託・非常勤教職員を含む

(3) てん補限度額

1名1億円 1事故10億円

(4) 自己負担額

なし

8. 自動担保

保険期間の途中で被用者の増加があった場合自動的に保険の対象に含むものとする。

9. 保険料の精算

保険料の精算は、保険期間の中途および終期とも省略するものとする。

10. 免責事項

労働災害総合保険普通保険約款、各特別約款と同内容

11. その他の条件

ブローカー扱いとする。

12. 保険料算出条件

賃金総額 47,597,010千円

13. その他

本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、機構の指示に従うものとする。

補足資料

・政府労災申告書

以上